

1. 事業の申請（申し込み）について

Q1 募集要項に記載されている対象事業、対象団体の要件をすべて満たさないといけませんか。

A1 : はい、すべての要件を満たす必要があります。

Q2 : 対象となる団体等は那覇市内の団体等に限りませんか。

A2 : 那覇市外の団体等も対象となります。ただし、原則として、事業の実施場所は那覇市内とします。

Q3 : 他の補助金を受けていますが、併せて活用することができますか。

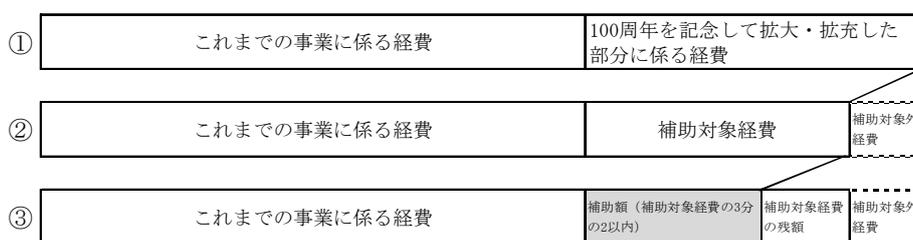
A3 : 国や地方公共団体（那覇市を含む）からの補助金を受けている事業は対象となりません。ただし、併用が認められる民間の助成金等を活用することは可能です。

Q4 : 同一団体から複数の事業を申請（提案）することができますか。

A4 : 同一団体が複数の事業を申請することが可能です。ただし、審査は事業ごとに行いますので、申請した事業がすべて採択されるとは限りません。

Q5 : 毎年実施しているイベントも対象となりますか。

A5 : すでに実施したことがある事業やイベントについては、市制 100 周年を記念して、拡大、拡充した部分が明確に区分できるものであれば対象となります。その場合、事業やイベントの総事業費ではなく、拡大、拡充した部分の経費の補助対象経費の 3 分の 2 以内が補助の対象（下図網掛部分）となります。



Q6 : 2 次募集など追加募集はありますか

A6 : 2 次募集等の追加募集は予定しておりません。

Q7 : 提案する事業の全部又は大部分をイベント会社等へ請け負わせることは可能ですか。

A7 : 補助の対象となる事業は、申請する団体等が自ら企画、実施することが要件となります。事業の企画、実施において、外部に発注する必要がある業務については個別にご相談ください。

2. 補助対象経費について

Q1：飲食費は、補助対象経費として認められますか。

A1：飲食費（食糧費）は、補助対象経費として認められません。

Q2：事業を実施するため、必要な備品の購入は補助対象経費として認められますか。

A2：本事業においては、イベントの実施などソフト事業への支援を想定しているため、備品の購入は認めておりません。事業実施において、備品等が必要な場合は、借用（リース）等で対応してください。

Q3：事業が採択された場合、事業費の執行はいつから認められますか。

A3：事業の採択の可否については、令和3年（2021年）1月末（予定）に申請した団体等に通知いたしますが、事業費の執行は、事業年度である令和3年（2021年）4月1日からとなります。それ以前の事業費の執行については、対象経費であっても補助の対象となりませんので、ご注意ください。

Q4：事業を中止する場合、それまでに要した経費は補助されますか。

A4：自然災害など実施団体の責めに帰さない中止等は、準備等にかかった費用を補助対象とすることができます。実施団体の都合による中止等については、補助対象とならないことがあります。事業の変更や中止等の場合は、事前に事務局へご相談ください。

Q5：補助対象経費の交通費にガソリン代は含まれますか。

A5：講師・イベント出演団体等が補助対象事業の実施場所まで移動する際のガソリン代は、補助対象事業に使用した部分のみを特定することが難しいため、対象とはなりません。講師や出演団体等に対する交通費は、依頼する際に謝礼金等と併せてあらかじめ額を決めることや、バス、モノレールなどの公共交通機関の利用区間の実費を支払うようにしてください。

Q6：事業の途中で補助金をもらうことはできますか。

A6：原則として、補助金は、事業完了後に交付することとなっていますが、必要があると認める場合は、補助金の一部、または、全部を事業完了前（事業の途中）に交付（概算払）も可能です。